

基本規則

第1章 国際テックボール協会への加盟

(国際テックボール協会への加盟)

第1条 本協会は、日本テックボール界を代表する唯一の団体として、国際テックボール協会（*Fédération Internationale de Teqball*，略称 FITEQ）に加盟する。

第2章 加盟団体等

(加盟団体等)

第2条 本協会は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

- (1) 各都道府県におけるテックボール界を統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体であって、本協会に加盟したもの（以下「都道府県テックボール協会」という。）
- (2) 全国を9地域に分割し、各地域内の都道府県サッカー協会がそれぞれ共同して設置した地域団体であって、本協会に加盟したもの（以下「地域テックボール協会」という。）
- (3) 今後、本協会が設立する日本プロテックボールリーグ（以下仮に「TEQリーグ」という。）
- (4) 特定のカテゴリにおけるテックボールを統括する団体であって、本協会に加盟したもの（以下「各種の連盟」という。）
- (5) その他日本におけるテックボールの普及及び発展を目的とする団体であって、本協会に加盟したもの

2. 本協会は、本協会に登録する以下の個人を加盟者とする。

- (1) 選手
- (2) 監督
- (3) コーチ
- (4) 審判
- (5) 本協会及び加盟団体の役職員その他の関係者

(加盟)

第3条 前条の加盟団体及び加盟者（以下併せて「加盟団体等」という。）になろうとする者は、理事会の議決を得なければならない。

(加盟団体等入会金及び分担金)

第4条 加盟団体等は、理事会で定める入会金及び加盟分担金を本協会に納入する。

2. 入会金は、入会の際、加盟分担金は毎年度納入するものとする。

(脱退及び処分)

第5条 第2条の加盟団体等が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会において、理事の総数のうちの過半数の同意を得なければならない。

2. 本協会は、第2条の加盟団体等が第2条に掲げる資格を失ったとき、団体分担金の支払いを怠ったとき、又は本協会の加盟団体等として不相当と認められるときは、理事会において退会処分を行うことができる。

(遵守事項)

第6条 加盟団体等は、本規則、その他本協会が定める諸規程（以下、単に「本協会の規程」という）、FITEQの諸規程、スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport、以下「CAS」という。）の仲裁関連、並びに、本協会及びFITEQの指示、指令、命令、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。

(加盟団体等必要事項)

第7条 前5条に規定するもののほか、加盟団体等について必要な事項は、理事会が定める。

2. 加盟団体等は、前項により定められた事項を守らなければならない。

(遵守事項及び禁止事項)

第8条 加盟団体等は、FITEQ及び本協会が定めるテックボールのルールを遵守しなければならない

2. 加盟団体等は、フェアプレー、インテグリティ及びスポーツマンシップの原則に忠実でなければならない。

3. 加盟団体等は、本協会の承認なしに、FITEQ、他国のテックボール協会及びFITEQが認定するその他の団体が主催する試合、競技会及びテックボール関係のイベントに参加してはならない。

4. 加盟団体等は、本協会及びFITEQの承認なしに、本協会及びFITEQ以外のテックボールの競技会を主催し、同スポーツを普及推進する団体に加盟してはならない。

5. 加盟団体等は、FITEQの承認なしに、FITEQへの非加盟団体と、試合を含むスポーツ的な交流を持ってはならない。

(中立性及び差別の禁止)

第9条 本協会及び加盟団体は、政治的及び宗教的に中立な立場でなければならない。

2. 人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別は、いかなるものであれ厳格に禁止されるものとし、加盟団体等がこれらに反する場合には、本協会の規程に従って懲罰を科すものとする。

(友好親善関係の促進)

第10条 本協会は、加盟団体等間の友好親善関係の促進に努めるものとする。

第3章 司法機関

(司法機関)

第11条 加盟団体等が本協会の諸規程に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。

- (1) 規律委員会
- (2) 裁定委員会
- (3) 不服申立委員会

2. 前項の規定による司法機関の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

(管轄権)

第12条 本協会は、テックボールに関連した国内的紛争事案に関する管轄権を有する。

第4章 各種委員会 (各種委員会)

第13条 本協会の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、各種委員会(常設委員会、専門委員会等)を置くことができる。

2. 前項の規定による各種委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第5章 公式言語

(公式言語)

第14条 当協会の公式言語は、日本語とする。

(施行)

第15条 本規則は、2019年4月1日から施行する。